

ばい煙発生施設一覧（大気汚染防止法施行令 別表第1）

No.	種類	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力 ^{*1} が50L/h以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上 バーナーの燃焼能力が50L/h以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/h以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24～26の項までに掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が1m²以上 羽口面断面積が0.5m²以上 バーナーの燃焼能力が50L/h以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の定格容量が200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃焼能力が6L/h以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が1m²以上 バーナーの燃焼能力が50L/h以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の定格容量が200kVA以上
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> 火格子面積が2m²以上 焼却能力が200kg/h以上

14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> 原料の処理能力が 0.5t/h 以上 火格子面積が 0.5m² 以上 羽口面断面積が 0.2m² 以上 バーナーの燃焼能力が 20L/h 以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素 ^{*2} の処理能力が 50kg/h 以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃焼能力が 3L/h 以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。16～18の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素 ^{*2} の処理能力が 50kg/h 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> 原料として使用する燐鉱石の処理能力が 80kg/h 以上 バーナーの燃焼能力が 50L/h 以上 変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 伝熱面積が 10m² 以上 ポンプの動力が 1kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> 原料の処理能力が 80kg 以上 火格子面積が 1m² 以上 バーナーの燃焼能力が 50L/h 以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> バーナーの燃焼能力が 10L/h 以上 変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	<ul style="list-style-type: none"> バーナーの燃焼能力が 4L/h 以上 変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> 容量が 0.1m³ 以上 バーナーの燃焼能力が 4L/h 以上 変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/h 以上
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日 以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が 50L/h 以上

30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が 50L/h 以上
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が 35L/h 以上
32	ガソリン機関	

※1 燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※2 塩化水素にあつては、塩素換算量